

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「利用登録者」を「利用登録者等（鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）第10条に規定する利用登録者等をいう。）」に改める。

第4条第2号中「処分計画書」を「処分報告書」に改める。

第5条中「3分の2」を「2分の1」に、「5万円」を「10万円」に改める。

第6条中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「、空き家等内の不要な家財道具等の処分（以下「処分」という。）を行う前に」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 売買契約書又は賃貸借契約書

(2) 処分に要した領収書の写し

第7条の見出し中「実績報告」を「交付決定及び額の確定」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

処分報告書

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

区分	内訳	支払額(円)
車両リース料		
車両燃料費		
消耗品費		
ごみ処理手数料		
計		

※家財道具等処分前後の写真がある場合は添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付申請書

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付を受けたいので、鹿屋市
空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書
- (2) 処分に要した領収書の写し
- (3) 誓約書（別記第3号様式）

（同意書）

私は、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金の交付申請に当たり、
私に係る市税等の納付状況等について、鹿屋市が職権で調査し、及び確認するこ
とに同意します。

（署名又は記名押印）

氏 名

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金については、下記のとおり交付を決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので、鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。